

令和8年竹田市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和8年2月6日(金) 午後2時00分～午後3時07分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子 5番 秦 志喜男

6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子

10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：馬場勇二 中村美智子 係長：伊藤慎弥

6. 議事

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 16件

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 3件

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について(公社へ所有権移転) 2件

議案第9号 同じく(公社から所有権移転) 1件

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 14件

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第12号 非農地証明について 12件

会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から令和8年竹田市農業委員会第2回総会を開会いたします。

本日の議事日程はタブレットに配信してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は4番 首藤徳子委員、5番 秦志喜男委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第3号について報告します。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が5件ありましたので報告します。

続いて報告第4号について報告をします。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が5件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 16件

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 3件

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について(公社へ所有権移転) 2件

議案第9号 同じく(公社から所有権移転) 1件

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 14件

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第12号 非農地証明について 12件

以上49案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第6号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。なお議案第6号は議事参与の制限により、分割して質疑、採決を行います。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 牛尾副主幹

議案第6号は、農地中間管理事業により土地所有者である貸出人から大分県農業農村振興公社を介し借り受け人へ権利の設定を行うものです。

議長

最初に1番を審議します。9番 本郷敦子委員は一時退席をお願いします。

(本郷委員退席)

議長

議案第6号の1番の説明を、事務局に求めます。

農政課 牛尾副主幹

貸付調書1ページ1番の案件は、〇〇〇〇外1名から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

議長

只今議案第6号の1番について、担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第6号の1番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。よって議案第6号の1番については、これを承認することに決定します。

議長

9番 本郷敦子委員はご着席ください。

議長

続いて2番から16番について説明をお願いします。

農政課 牛尾副主幹

貸付調書2ページ2番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書3ページ3番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書4ページと5ページ4番と5番の案件は、借受人の変更です。認定農業者である〇〇〇〇へ、3年10ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書6ページ6番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書7ページ7番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書8ページ8番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書は9ページ9番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書10ページ10番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書11ページ11番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書は12ページ12番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書13ページ13番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書14ページ14番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書15ページ15番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書16ページ16番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

議長

只今、議案第6号の2番から16番について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

5番 秦志喜男委員

貸付け調書8ページと9ページが同じものになっている。7番が抜けていませんか。

事務局

申し訳ありません。7番が抜けているので後ほどお配りします。

議長

他にないですか。ないようですので質疑を終結いたします。議案第6号の2番から16番について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第6号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字平田字尾迫〇〇〇〇外1筆 合計面積317平方メートルを中山間事業に取り組むため今回編入する計画です。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

この農地は農業振興のための基盤として将来にわたって農地として利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて2の1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号2の1の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字次倉字落水〇〇〇〇 面積677平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから、原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて2の2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号2の2の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字白丹字新谷〇〇〇〇外1筆 合計面積1, 285平方メートルを譲受人が植林する計画の農地です。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから、原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第7号について担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第7号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の牛尾副主幹は退席してください。ありがとうございました。
(14時23分)

議長

再開します。議案第8号大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第8号の案件は、所有者が規模縮小を希望しており近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、大分県農業農村振興公社へ所有権を移転するものです。

議長

只今議案第8号について事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第8号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第8号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第9号大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第9号の1番の案件は、公益社団法人大分県農業農村振興公社から認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町藤渡字弁当城〇〇〇〇ほか2筆 田3筆 合計面積7,299平方メートルを農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権移転をするものです。譲受人の経営規模は1,054,922平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員が欠席ですので、事務局に調査報告をお願いします。

事務局

議案第9号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。従業員は8人。農機具はトラクター8台、コンバイン3台、田植え機3台その他を所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われ。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

　　只今調査報告がありました、ご意見、ご質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長

　　ないようですので質疑を終結いたします。議案第9号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

　　全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第9号 大分県農業農村振興公社からの所有権移転にかかる農用地利用集積計画については、これを承認することに決定します。

議長

　　議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

　　議案第10号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字植木字政所〇〇〇〇外9筆 田8筆 畑2筆 合計面積5,605平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は9,502.69平方メートルです。

議長

　　6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

　　議案第10号の1番の調査報告をいたします。譲渡人宅は譲受人宅の分家にあたります。譲受人の説明によると戦後の農地改革前までは本家の譲受人の土地でしたが、農地改革により譲渡人の農地となり現在に至っています。譲渡人は大分市在住で、かろうじて知人に頼んで耕作管理をしてきました。今後の耕作管理が未確定なため農地としての維持を図る目的から、本家の譲受人へ所有権移転するものです。航空写真をご覧くださいと対象農地の周りは譲受人所有の農地が広がり、県道からの入口はありますが河川側の農地への入口がありません。急傾斜地が多い明治地区には珍しく平坦な農地が広がっています。この所有権移転が完了すれば、それぞれの田んぼへのアクセスがしやすくなる利点があります。農機具は耕うん機1台、草刈り機1台しかありませんが、今後も稲作に必要な大型の機械が必要な農作業は委託するなど、自宅前の平坦な農地を維持していく強い気持ちを述べられました。譲受人の労力は1人です。稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業

に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字吉田字深瀬〇〇〇〇田1筆 面積1,318平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は3,049.25平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第10番の2号の調査報告をいたします。この土地はもともと譲受人の父が所有しており、今回息子である譲受人が買い戻す形となります。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字岩瀬字セツキ〇〇〇〇田1筆 面積972平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は972平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

この案件は令和7年9月総会で農振除外の意見を求められたものです。当該農地に倉庫を建設し、災害時の避難場所として利用するために農振除外をしたいということでした。総会では総合意見として問題はないとし

たところ。同月に竹田市から大分県へ除外の申請がされましたが、10月に県から面積が過大との指摘があり申請が取り下げられた経緯があります。今回3条申請で農地として利用する計画で所有権移転の申請がありました。議案第10号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・動噴1台・管理機1台・草刈り機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われ。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字久保字西園〇〇〇〇畑1筆 面積1,180平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は36,049平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第10号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われ。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字久保字三本松〇〇〇〇畑1筆 面積1,962平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は6,049平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第10号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町恵良原字恵良〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積4,517平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は12,506.7平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員が欠席ですので、事務局に調査報告をお願いします。

事務局

議案第10号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・その他を所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町柏原字毛内迫〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積6,485平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は43,463平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第10号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター6台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町瓜作字椽木〇〇〇〇外2筆 田3筆 合計面積8, 827平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は1, 054, 922平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第10号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター8台・コンバイン3台・田植機3台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町西福寺字古屋園〇〇〇〇外3筆 畑4筆 合計面積3, 389平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は73, 060平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第10号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台・コンバイン1台・田植機2台・管理機3台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字久住字桐迫前〇〇〇〇 田1筆 面積367平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は367平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第10号の10番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は田植機1台・耕うん機1台所有しており、菜園程度の野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて11番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の11番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字久住字篠原〇〇〇〇外8筆 田7筆 畑2筆 合計面積8,964平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は27,016平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第10号の11番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・草刈り機所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて12番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の12番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字上田北字釘小野〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積5,781平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は44,649平方メートルです。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

議案第10号の12番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター7台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて13番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の13番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字上田北字平原〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積1,969平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は11,981平方メートルです。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

議案第10号の13番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・草刈り機数台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて14番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号の14番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字上田北字宇曾〇〇〇〇 田1筆 面積2,073平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は33,014平方メートルです。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

議案第10号の14番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター6台所有しており、畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第10号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
はい、工藤委員。

11番 工藤明秀委員

12番、13番、14番ですが、委員か地域の方が調整されたんですか。一人の方が買うんじゃなくて他の方と調整して農地を荒らさない方法が必要になってくるので、もしそういうことができていたらいいことだと思います。

議長

意見ですね。

事務局

経緯を報告します。12番の譲受人のお父さんが音頭を取って買われる方を探していただいたとのことです。

議長

他にないですか。ないようですので質疑を終結いたします。議案第10号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第11号の1番の案件は、申請地 竹田市大字玉来字五反切〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積488平方メートルです。この申請地は第3種農地です。申請地は譲受人が一般住宅を新築する計画です。排水は合併浄化槽を経由して道路側溝に排水される計画で、道路占用許可を得ています。転用行為は令和8年2月10日から令和8年9月10日までを予定しています。転用許可基準は「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第11号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第11号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第11号について、許可することにご異議ない方は挙手をお

願います。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第12号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第12号1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字平田字鉾畑〇〇〇〇外1筆 登記地目畑2筆 合計面積1,421平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成12年頃簡易事務所を建て宅地として利用しており、現在に至っています。始末書が添付されています。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は宅地になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第12号2番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字平田字平〇〇〇〇外3筆 登記地目 田2筆 畑2筆 合計面積995.91平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡妻が相続した平成14年頃から耕作放棄地となっており、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇は原野化、〇〇〇〇は進入路と倉庫が建っています。顛末書が添付されています。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野および雑種地になっています。現状からみて農地への復旧が困難とされます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第12号3番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字植木字楠野〇〇〇〇外2筆 登記地目 田3筆 合計面積1,329平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成4年に相続した時点で〇〇〇〇は原野化、〇〇〇〇は雑種地、〇〇〇〇は山林化しており現在に至っています。顛末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野・雑種地・山林になっています。現状からみて農地への復旧が困難とされます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第12号4番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字植木字栗元〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積77平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成4年に相続した時点で門や塀が作られており、現況は宅地となっています。顛末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は宅地になっています。現状からみて農地への復旧が困難とされます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第12号5番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字会々字平〇〇〇〇外1筆 登記地目 田2筆 面積268平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成9年に相続した時点で駐車場および道路として利用されており、現在に至っています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は雑種地および道路になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第12号6番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字門田字篠尾〇〇〇〇外2筆 登記地目 畑3筆 合計面積2,663平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成14年に相続した時点で〇〇〇〇と〇〇〇〇は山林化、〇〇〇〇は原野化しており、現在に至っています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

6番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林および原野になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第12号7番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字中角字上ノ原〇〇〇〇 登記地目 畑1

筆 面積209平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成2年に相続した時点で、昭和40年頃に建てられた住宅があり現在に至っています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

7番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は宅地になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第12号8番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字久保字芹川〇〇〇〇外1筆 登記地目畑2筆 合計面積2,934平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成12年に相続しましたが、獣害がひどく耕作できなかったため現況は原野となっています。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

8番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第12号9番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町馬場字赤迫〇〇〇〇外2筆 登記地目田2筆 畑1筆 合計面積9,936平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成30年に相続しましたが、すでに平成15年頃に植林しており現在も山林として維持管理されています。顛末書が添付されています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

9番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林として管理されています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第12号10番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町柏原字池原〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積2,287平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和60年頃に植林し、現在も山林として維持管理しています。始末書が添付されています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

10番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林として管理されています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて11番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第12号11番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字白丹字丸田〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積288平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成11年に相続した時点ですでに駐車場として利用しており、現在に至っています。顛末書が添付されています。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

1 1 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は雑種地になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて1 2 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第1 2 号1 2 番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市直入町大字長湯字越田尾〇〇〇〇 登記地目 田1 筆 面積1 4 0平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は獣害がひどく平成1 6 年頃から放棄地となり、現況は原野となっています。始末書が添付されています。

議長

3 番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3 番 猪九州男委員

1 2 番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第1 2 号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第1 2 号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第1 2 号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和8 年竹田市農業委員会 第2 回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(1 5 時0 7 分)